

ファーストリテイリンググループ 生産パートナー向けコードオブコンダクト

ファーストリテイリングは、本当に良い服を創造し、世界中のお客様に良い服を着る喜びを提供することを使命としています。本当に良い服を提供するという意味には、ビジネス活動のあらゆる側面において、誠実さを保ち、人権を尊重し、環境に配慮することも含まれます。ファーストリテイリングは、商品生産の過程で、適切な労働環境と持続可能性を実現することを重視しています。本コードオブコンダクトは、ファーストリテイリンググループの商品、付属品、その他商品に関連するものの生産に関わるすべての生産者、すなわち「生産パートナー」が最低限遵守すべき基準を示したものです。

法的要求事項

生産パートナーはその事業活動を行う国で適用されるすべての国・地域の法令、法的要求事項及び条約（以下、「法令等」という。）に従わなくてはならない。なお、ファーストリテイリングの要求水準は、国内又は国際的な労働法規制及び社会保障規制の下で認められる労働者の権利を保護するため、地域の法令によって定められた要求水準を超える場合がある。

児童労働

何人も、15歳又は義務教育を修了する年齢のいずれか高い年齢未満の者を労働に従事させてはならない。

強制労働

生産パートナーは、拘束労働、年季奉公、強制労働、奴隷労働、受刑者による労働、奴隷制類似の労働又は人身取引を通じた労働をさせてはならない¹。生産パートナーは、労働者に対し、採用時や雇用過程において、法的な個人書類の原本を預けることを要求し、又は預り金を支払うことを義務づけてはならない。労働者の移動の自由は、職場及び生活エリアいずれにおいても制限されてはならない。

¹ 生産パートナーは、「奴隷制」「奴隷制類似の」の定義として「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約（1957）」を、「人身取引」の定義として「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（2000）」を、「強制労働」の定義としてILO条約第29号をそれぞれ参照しなければならない。

抑圧及びハラスメント

生産パートナーはすべての労働者を尊重しなければならない。生産パートナーは、体罰その他いかなる抑圧行為も行ってはならない。生産パートナーは、肉体的、精神的虐待又は言葉による虐待その他いかなる方法による虐待、また、性的嫌がらせを含むいかなるハラスメントも行なってはならない。生産パートナーは、口頭での警告に始まり、停職処分、最終的には解雇まで行うといったような、段階的な懲戒手続きを書面で策定し、これを運用しなければならない。

差別

生産パートナーは、労働者を、その仕事の能力に基づいて雇用しなければならない。人種、性別、肌の色、国籍、宗教、年齢、妊娠、婚姻状況、社会的又は民族的出自、性的嗜好、政治的意見、障がい、組合への参加・不参加、又はその他の状況による差別をしてはならない。

健康と安全性

生産パートナーは、すべての労働者に対し、安全かつ健康的な環境を提供することにより、労働者の健康及び安全が適切に管理されていること、建物の躯体の安全性が確保されていること、防火対策がとられていること、機械その他の設備が安全なものであること、安全な飲み水と適切な衛生設備が与えられていること及び化学物質が適切に管理されていることを保障しなければならない。同様の基準は、労働者の居住スペースにも適用される。

組合結成の自由

生産パートナーは、労働者が集団で集まり、結束しかつ交渉を行う権利を有することを認め、かつこれを尊重しなければならない。また、生産パートナーは、労働者が匿名で、会社から報復を受けることなく、経営層や従業員代表に懸念事項を伝えることができる苦情処理制度を設けなければならない。かつ、そのような懸念事項に対して効果的な解決策を提示しなければならない。

賃金と諸手当

生産パートナーは、すべての関連する法令等に基づいて労働者と労働契約を締結し、賃金及び諸手当の支払い及び各種の控除を行わなければならない。生産パートナーは、賃金に関連した書類を保持しなければならない。懲罰を目的とした金銭の控除は認められない。

生産パートナーは、労働者各自が、生きていくための基本的な要求を満たすことができるとともに、その残りを娯楽などのために自由に消費することのできる程度の賃金を受け取る権利を有していることを認める。

当該賃金は、法的に保障された最低の金額又は同じ業界における一般的な水準に基づく金額のどちらか高い金額と同じかそれ以上の金額でなければならない。賃金が、労働者の基本的なニーズを満たし、かつ、自由に消費することのできる部分が残る程度のものでない場合には、使用者は、ファーストリテイリング又は他の団体と協働して、そのような賃金水準に漸次的に達するよう適切な行動をとらなければならない。

労働時間

生産パートナーは、関連する法令等に定められた労働時間を遵守しなければならない。いかなる状況においても一週間の正規の労働時間は 48 時間を超えてはならない。また、残業も含めた一週間の労働時間は 60 時間を越えてはならない。生産パートナーは、労働者に 7 日に 1 度は連続した 24 時間の休暇を与えなければならない。生産パートナーは、各労働者の正確な出退勤の時刻を記録しなければならない。残業は労働者の任意であって使用者がこれを継続的に求めてはならず、残業時間に対する賃金は割増で支払われなければならない。

環境保護

生産パートナーは環境に関連するすべての法令等を遵守するだけでなく、ファーストリテイリングが定める環境に関する要求事項（法令等の基準を上回る基準を定める可能性もある）を満たし、よりよい環境保護活動を行うよう努めなければならない。

文書化とコミュニケーション

生産パートナーは本コードオブコンダクトのすべての要求事項を確実に遵守できるよう、マネジメントシステムと社内規程を作成し、これを維持しなくてはならない。社内規程の内容はすべての経営層・労働者に共有されなければならない。マネジメントシステムの要素としては、リスク評価、教育・訓練、達成度の測定、説明責任及び文書化のための方針・手続などが含まれる。

モニタリング及び本コードオブコンダクトの遵守

生産パートナーは、本コードオブコンダクトへの遵守状況を確認するため、ファーストリ

テイリング及びファーストリテイリングの指定する代理人に対し、事前連絡の有無を問わず、労働者へのコンタクト、生産・居住施設を含むすべての施設への立入り及び関連文書へのアクセスを許可しなければならない。

是正措置

本コードオブコンダクトへの違反が発見された場合、ファーストリテイリングと生産パートナーは問題となった事項を合理的な時間内に解決する是正措置計画を作成し、これに合意する。生産パートナーが本コードオブコンダクトに違反したと認められた場合、ファーストリテイリングはオーダーの即取消し及び／又は取引の即停止を含む、しかるべき措置をとることができる。

再委託及び資材調達

生産パートナーは、ファーストリテイリングのグループ会社から受けたオーダーを下請業者に再委託する場合、当該再委託先の事業活動が本コードオブコンダクトに沿うものであることを保証しなければならない。また、生産パートナーは、商品を製造するために必要な原材料もしくは副資材を第三者から調達する場合、本コードオブコンダクトに違反した事業活動を行う調達先と取引してはならない。生産パートナーが再委託又は資材の調達をしようとするときは、取引を開始する前にファーストリテイリングの承諾を得なければならない。ファーストリテイリングが、再委託先又は調達先の事業活動が本コードオブコンダクトに沿っているかの確認を望むときは、生産パートナーはこれに誠実に対応し、ファーストリテイリングに協力しなければならない。

透明性及び誠実性

ファーストリテイリングは、生産パートナーとのすべての取引が倫理的かつ透明性をもって行われなければならないと考えている。ファーストリテイリングは、賄賂、記録の隠蔽若しくは偽造・改ざん又は労働者を扇動してファーストリテイリング及びその代理人が誤った判断をするよう仕向けさせることその他一切の非倫理的な行動をとることを許容しない。

ファーストリテイリング生産パートナーの会社代表として、私は本コードオブコンダクト及び生産パートナー向けガイドブック（「労働環境の向上及び自然環境問題についての生産パートナー向けガイドブック」）を読み、これらに関するファーストリテイリング又はその指定する者からの説明を受け、その内容を完全に理解しました。私は、ファーストリテイリングのCSR活動として行われる工場モニタリング・評価制度を受け入れるとともに、本コードオブコンダクトに違反した場合には、それが直ちにオーダーの取り消し及び／又はファーストリテイリンググループに属するすべての会社との取引停止につながり得ることを理解しています。当該違反が発見された場合、速やかに是正措置を講じることを誓います。私は、以下に記入した日付以降、この文書がファーストリテイリンググループ会社と取引を継続する間有効であること、及び、工場労働者が理解できる言語で書面により入手できるようにしておくことに合意します。

注：下記サインにつきましては、英語版にサインをお願い致します。

~~署名~~

~~氏名（英文大文字）~~

~~役職~~

~~署名日（日，月，年）~~

~~会社名~~

~~住所~~

~~電話~~
